

令和元年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

会議録(概要版)

1. 期 日 令和元年 9月 7日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲 (9名中 9名出席)

- | | | | |
|-------------|-----------|----------------|----------|
| 1. 組合 事務局長 | 高橋 清 | 6. 印西CC 施設班 | 海老原 雅美 |
| 2. 組合 庶務課長 | 朝倉 勇治 | 7. 印西市クリーン推進課長 | 伊藤 章 |
| 3. 印西CC 工場長 | 小川 和弘 | 8. 白井市環境課長 | 金井 正(代理) |
| 4. 印西CC 施設班 | 副参事 土佐 光雄 | 9. 栄町環境協働課長 | 芝野 浩一 |
| 5. 印西CC 業務班 | 主幹 長沼 徳雄 | | |

☆乙 (26名中 22名出席)

- | | | | |
|----------------|--------|-----------------------|--------|
| 1. 小倉町内会 | ○欠席 | 15. 小倉台アビック21自治会 | 竹中 美保 |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会 | 木曾 修 | 16. ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 高橋 泰 |
| 3. 木刈三丁目町内会 | 中村 吉男 | 17. セントスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4. 木刈四丁目自治会 | 前田 美鶴 | 18. サードスクエア小倉台団地自治会 | 関戸 久美子 |
| 5. 木刈五丁目自治会 | 笠原 好夫 | 19. 原山西町内会 | ○欠席 |
| 6. 内野町内会 | 不在 | 20. 木刈一丁目町内会 | ○欠席 |
| 7. 内野西団地自治会 | 鈴木 悦子 | 21. 祢ヶ谷自治会 | 土橋 一仁 |
| 8. 内野東団地自治会 | 早川 憲彦 | 22. 高花二丁目北自治会 | 宮下 雅彦 |
| 9. 内野中央団地自治会 | ○欠席 | 23. ミワホーム千葉桜台自治会 | ○欠席 |
| 10. 内野南第二団地町内会 | 村上 宇多子 | 24. 桜台三丁目自治会 | 仲川 賢次 |
| 11. 原山中央自治会 | 猿子 法子 | 25. ガーデンハウス木刈自治会 | 内山 謙二 |
| 12. 原山町内会 | 原澤 良知 | 26. 大塚三丁目自治会 | 大澤 幸展 |
| 13. 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27. コネクト原山町内会 | 渡辺 俊一 |
| 14. 高花四丁目町内会 | 岩井 邦夫 | 28. 原山花の丘自治会 | ○欠席 |

☆傍聴者 1名

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出(乙側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況について
 - (3) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて
 - (4) 自治会からの質問事項の回答について

5. その他

6. 閉会

配付資料

- ・令和元年度第2回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・(資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・(資料3)

- ・公害防止協定書の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側から事前に提出された資料(写し)について・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・（資料6）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）令和元年6月～令和元年7月ごみ搬入量、焼却量

- ・令和元年6月のごみ搬入量は3,796トン（うち事業系 1,038トン）、ごみ焼却量は3,781トン。
- ・令和元年7月のごみ搬入量は4,276トン（うち事業系 1,188トン）、ごみ焼却量は4,375トン。

【令和元年度排出ガス測定、騒音・振動測定、処理水の水質測定、重金属測定、ごみ質分析等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀）について、1号炉（測定日令和元年6月7日）の測定を行いました。ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は全て協定値の範囲内で、水銀は国で定めた規制値以下となっています。
- ダイオキシン類について、1号炉（測定日令和元年6月7日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－3）騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定（測定日令和元年5月29日）についての測定値は、全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－6）処理水の水質測定

- ・処理水の水質測定（測定日令和元年6月21日）についての測定値は、ダイオキシン類を除いた9項目は全て不検出であり、ダイオキシン類は規制値の範囲内でした。

表－8）排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定（測定日令和元年6月7日）については、フッ化水素が2.2ミigram/ノルマル立米で、他の11項は定量下限値未満でした。

表－9）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日令和元年5月29日）紙類24.7%、厨芥類1.6%、布類35.0%、草木類18.8%、プラスチック類18.0%、ゴム類0.3%、金属類0.0%、ガラス類0.0%、セト物、砂、石0.5%、その他1.1%です。
- 水分39.8%、見掛比重が0.150kg/ℓ、低位発熱量については2,930kcal/kgでした。

表－10）気象測定結果

- ・気象測定結果は、騒音、振動の測定日の気象状況となっています。

（令和元年6月～7月搬入車両数）

- ・令和元年6月3,910台、7月4,167台、4月から7月の計で16,727台、前年度の同時期と比べ362台増、2.21%増となっています。

（令和元年6月～7月搬出車両数）

- ・令和元年6月158台、7月168台、4月から7月までの類計で633台、前年同期と比べ6台増、0.96%増となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

資料2をご覧ください。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告をいたします。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近7月で飛灰が291ベクレル、主灰が100ベクレルでした。排ガス中の放射性セシウムの測定は、月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

【質疑応答】

[乙委員]	<p>質問が3つあります。1点目は5ページですが、7月の焼却日は1号炉が0日で、2号炉、3号炉で運転している。2号炉は1日から31日まで、3号炉が8日から31日までということは、7月1日から7日まで2号炉だけで運転しています。2号炉は、昔の炉で発熱量が2,100kcalぐらいしかもたないと聞いています。前に聞いた内容では70%ぐらいの能力しかない。ごみの焼却量を見ると、7月は多くて、4,375トンの焼却しています。7月1日から7日の1週間は2号炉だけで運転して、1日70トぐらいしか処理できなかったら、ごみピットにごみがたまっていくのではないかと。何でそんな危険なことをしているのだろうか、これが1つ目の疑問です。</p>
-------	---

	<p>次に、6ページの表-2) の水銀濃度です。今までは、水銀は全て定量下限値以下だったと記憶しています。今回は数字が出ています。これはどういうわけなのか。水銀を計測したのは何時なのか、水銀の濃度が出たということは、その前後でも出ているはずですが、0.36よりも多いかもしれないという疑問が湧くわけですが、組合の運転、チェックの仕方はどうなのか。組合の説明では、数値の報告しかないの、どう対応をしたかを教えてください。</p> <p>3点目、17ページですが、車の搬出について、家庭からのごみの搬入が段々多くなっているの、対策を考えているということでした。何が問題で、どんな対策をとろうとしているのか教えてください。引っ越しや、家庭でたくさんごみが出る時は、直接持ってくる人が多いのですが、今後どうしたいのか教えてください。</p>
[甲委員]	<p>1番目の7月の焼却量についてお答えいたします。7月は1号炉を休炉しています。7月1日のごみピット貯留量が912トでした。よって、2号炉の1炉で7日まで運転しています。8日から3号炉を運転しまして、そのときのごみピット貯留量が1,360トになっています。その後、2号炉、3号炉の2炉で運転しておりまして、7月31日のごみピット貯留量は675トになっております。2号炉の7月の平均焼却量は、1日当たり68ト焼却しております。</p>
[乙委員]	<p>今の確認ですが、ごみピットに7月31日時点で貯留量が675トあったということですが、ここのごみピットの貯留量は900トが最高と記憶しています。ごみの量が多かったのではないかと考えますがどうですか。</p>
[甲委員]	<p>この表-1) をご覧になっていただくと、6月28日に3号炉を埋火し、火を落としてあります。これは3号炉の主灰を押し装置があるのですが、押し装置に不具合がでまして、油圧を上げないと動きにくくなりました。それで点検のために6月28日に3号炉の火を落としまして、一度点検しました。その後、7月8日から3号炉の運転を始めています。</p>
[乙委員]	<p>そうしますと7月の3号炉は8日から31日まで運転と書いて有りますが、実際は28日に停めてしまったということですか。</p>
[甲委員]	<p>6月についてです。</p>
[乙委員]	<p>6月ですか、では7月は目いっぱい運転していた。</p>
[甲委員]	<p>そうです。</p>
[乙委員]	<p>了解しました。</p>
[甲委員]	<p>2番目の6ページの排ガス測定の水銀の定量下限値をご覧いただくと、0.24になっております。去年までの測定委託業者は、定量下限値5でした。今年度も測定の発注の仕様としましては5で発注したのですが、今年度の測定委託業者は前年とは違う業者のため、0.24まで測定する機械を持っているといったことから、定量下限値を0.24に低くしております。そのために5以下の0.24を測定値として表示をしております。</p>
[乙委員]	<p>従来は0.24が定量下限ではなくて、5だったということですか。</p>
[甲委員]	<p>そうです。</p>
[乙委員]	<p>前はその表記だったのですか、今日の資料ではわからないですね。注意書きしてくれればわかるのですけれども。</p>

[甲委員]	失礼いたしました。今年度の測定委託業者は0.24まで測定ができますので、今年度の定量下限値は0.24になります。
[乙委員]	これは分析屋さんが変われば変わるのですか。
[甲委員]	可能性あります。
[乙委員]	法律だと思っていたのですが。
[甲委員]	法令に基づくものではないです。
[乙委員]	了解しました。それでは、前の業者だったらNDになっていたと。
[甲委員]	その可能性あります。
[乙委員]	そういうことですね。了解しました。
[甲委員]	搬入車両のご質問ですが、乙委員がおっしゃられるように引っ越しで大量のごみが出た場合、家の片づけをやっている方や庭の垣根を伐採して大量に出た場合は、市の許可証を取っていただければこちらに搬入することは可能です。市から出ているごみの出し方、分け方にもその旨は書いてあります。そういう方ももちろんこの台数には含まれておりますが、今圧倒的に多いのがごみを出し忘れた、ごみ袋が高い、旅行に行くので捨てたいという、簡単に捨てられるというイメージで来る方が多いです。重量で見ればそういう方は台貫の上で重さが出ないような10kg以下の重さなので、気軽に捨てて来たのだなというのがよくわかります。そういう方が増えています。何が懸念されるかという、乙委員もご存じのようにプラットホーム、そんなに広くないです。一般の収集車両も頻繁に入ってきます。ご家庭から来る方には計量の段階で説明をしていますが、実際は右行っているのだから左行っているのかわからない方がたくさんいます。プラットホーム内での車両事故は今のところ有りませんが、車両が多いので、そういう懸念も膨らんでいます。
[乙委員]	多いと言いますが、この数字の何割ぐらいが家庭のからの車両ですか。収集車両も入っていますよね。それを除くと何台ぐらいになるのですか。
[甲委員]	3割から4割程度でしょうね。
[乙委員]	そんなに多いと思わないが。
[甲委員]	いや、多いです。今日は土曜日ですが、土曜日は休みの方が多いので、駅前の出張所で許可を取って、ごみ捨てようという方が来ています。
[乙委員]	土曜日に集中すると。でも、多いからやめてくれとは言えないでしょう。
[甲委員]	やめてくれとは言えませんが、大部分の持ち込みは、通常のごみの出し方の可燃週2回、資源週1回、粗大週1回の収集で対応できると思いますので、そちらに回していただきたいと希望しております
[乙委員]	大体理由がわかりました。そんなに大変なことかなと思いましたが、了解しました。
[乙委員]	私も以前は自家用車で搬入をしたことがあります。理由は、長期の出張がありまして、その間に生活ごみが出ました。最近はなくなりましたけれども、その際に気になったことがあります。計量で最低の計れる重さは何kgですか。
[甲委員]	10kg単位です。
[乙委員]	今まで家庭から持ち込むごみで基準に合わないからといって拒否したことあるのですか。どんな基準があるのですか。

[甲委員]	済みません。先に持ち込みの拒否の件ですが、完全に受け入れだめなものもあるので、例えば、家電とかスプリングの入ったマットレスとか3等分に切っていない畳とか。
[乙委員]	それはわかりました。あと、先ほど10kg以下は計量できないというお話がありましたが、10kg以下はゼロになってしまうのですか。
[甲委員]	四捨五入しています。
[乙委員]	いや、10kgですよ。少量でも10kg未満であれば。
[乙委員]	それが月間何十台もあるということは、その誤差がごみの排出量にもつながっているということ。
[甲委員]	最初のご質問に対して、先ほど言ったのは量ではなくて車両台数の割合です。量とはまた別になります。量は確かに10kgという単位でしか計量はできませんけれども、台数は1台ずつ、何kgでも1台とカウントされますので、ご理解をお願いしたいと思います。 ごみの10kg未満については、料金体系がそうになっています。計量も10kg単位ですので、10kg未満については10kgとしか表示されないということです。
[乙委員]	有料ですか。
[甲委員]	それといいですか。私のほうから最初答えさせていただいて。この許可の検討をしているという状況ですが、これは市町の担当者レベルと組合の担当者で今後どうやっていくかを改めて検討しているところです。組合の広報、ホームページ、構成市町のホームページ等で載せていけるように検討しているところですので、よろしくをお願いしたいと思います。
[乙委員]	今の件の要望ですが、いつも検討しますと言って決まってから、住民から意見が出ますよね、意見を聞くのなら、決める前に皆さんの意見を聞いてから決めてください。印西市は決めてしまってから説明会をやって、要望出しても、もう決まったことですから受け入れないということがあると聞きます。ごみの関係だけではなく、そういう風潮があるので、決める前に聞いてください、それが私の要望です。
[甲委員]	業務に対して全ての意見を皆さんにいただくというのはなかなか難しいところもあります。
[乙委員]	いや、全てではなくて、住民にすごく影響があることですから。
[甲委員]	皆さんにできる限り情報を提供しながら、決めていきたいと考えています。どういうやり方をするかというのは、まだ決定していません。
[乙委員]	持ち込みに関しては、全部答えたということになるのですか。
[乙委員]	うち町内会の集積所は抜け道になっていて、ごみを勝手に捨てられやすいところです。先ほどお話のあったマットレスなどが、町内会のごみ集積所に捨てられています。持ち込みを拒否したごみに対しての正しい処理の仕方をアナウンスしていただくことも重要です。余り制限をしてしまうと、朝の通勤の途中に車でよそからごみを捨てていくことが結構あって、困っています。なので、持ち込める条件を余り厳しくしまうと、不法投棄が増えるような気がするので、この点も検討していただきたいと思います。
[甲委員]	検討させていただきます。基本は、市町が整備しているごみ集積所にだしていただいて、回収をするという方法が大原則です。いっぱい出すと他の人が、ごみ集積所に置けないような場合に限っては、こちらに持ち込んでもいいよということで、始めたルールだと思います。その辺をもう一度皆さんにご理解いただくように広報等で周知をしていくということとあわせて、許可証の出し方をもう一度考えたいと思っております。

[乙委員]	今、持ち込みは有料ではなく無料ですよ。
[甲委員]	家庭系ごみは無料です。
[乙委員]	有料にすればそう簡単に持ち込めないから、有料にしたほうがいいという話になるが、それだけはやめてください。
[甲委員]	今のところは考えておりません。
[乙委員]	先ほどの6ページにある表2の排出ガス測定で、水銀の測定で以前は5だったものが今回は0.24になったというのですが、何が変わったのですか。
[甲委員]	毎年、測定業者を入札で決めています。発注の仕様は定量下限値5を指定したのですが、今年の測定業者は定量下限値0.24まで可能ということです。今年度は定量下限値を0.24としています。
[乙委員]	0.24になったということは、測定の何が変わっているのですか。
[甲委員]	今年度の契約している測定業者は、株式会社上総環境調査センターです。定量下限値0.24の表示ができる機器を使っています。何が変わったかは確認していません。その辺ご希望でしたら、こちらのほうでこの調査センターに問い合わせせて、お聞きすることは可能です。
[乙委員]	聞いていないのか。ずさんではないか。
[甲委員]	測定業者が変わって、機器の性能が良くなったということです。
[乙委員]	本当にそうですか。
[甲委員]	そこまで測れる機器になったということです。
[乙委員]	ちょっと不思議に感じますけれども。JISの方法とか、決められた方法でやっているのに、そんなに違うのですか。
[甲委員]	では、その違いを次回にご報告させていただきます。
[乙委員]	5ページの操業状況の報告で、今年の5月の2号炉の焼却日と31日と書いてあるのが、以前の資料では10日と書いてあります。直しましたね、データを。そうではないですか。
[甲委員]	失礼しました31日です。申しわけありません。
[議長]	前回のデータが誤りだと。
[甲委員]	誤りでした。
[乙委員]	なぜ報告しないの。分からなければいいと思ったのか。
[甲委員]	報告漏れでした。申しわけありません。
[乙委員]	工場長とか事務局長がそういうことでいいのですか。勝手にデータを直しておいて、それで何も言わない。指摘されたら、しましたではだめでしょう。データに信頼性が何もないではないですか。明確に答弁してください。

[甲委員]	事前に提出しました資料等については、事前の協議用資料としての提供をさせていただいております。私どもの内部協議でも、それを基に話をしているのですが、その時点で、ご指摘のあった2号炉の10日が誤りで、31日に改めるべきとなりました。それに伴い資料の修正をさせていただきました。ただ、本来ですと冒頭で今回ご提供させていただいた資料の違いについて報告すべきだったと、感じております。訂正についてご報告しなかったことについては、お詫び申し上げます。今後は、冒頭に修正等があったことをご報告させていただきたいと思っております。本当に申しわけございませんでした。
[議長]	今後は注意してください。
[乙委員]	先ほど言い忘れたのですが、6ページの水銀測定の定量下限値が下がった理由としては、今年度の分析をしている業者の機械の性能がよくて0.24までの測定出来ますということですね。国の基準は5ですよ。それに比べるとすごく下がっています。測定業者が変わるたびに下限値が変わるのはいかなものかなと。国が5と決めているのだったら、5以下はもうゼロと一緒に意味なのです。その定量下限値0.24は、測定業者の機械がすごく良いからといいますが、本当にそうなのかと思います。その都度、定量下限値を変えるというのはいかなものかなと。測定業者が変わり、もっと精度の高い機械で測定すると0.24もまた変わります。そんなことでいいのかなと私は疑問に思いました。
[甲委員]	排ガスの水銀の規制値は50で決まっています。去年までの定量下限値5でした。5は法令で定められた数値ではありません。規制値の10分の1の5を組合で定量下限値として指定していました。
[乙委員]	法令で決まったものではないのですか。
[甲委員]	違います。
[乙委員]	J I S等で決まっているものだと思います。
[甲委員]	決まってはいません。
[乙委員]	それならわかりました。ただ、混乱しますよね、これを見る人は。業者が変わっているなんて思ってもいいですから。
[乙委員]	今のその決まっていないというのは、何をもって決まっていないと言っているのですか。5マイクログラムと言いましたよね。それ何をもってそう言っているのか。
[甲委員]	今も申し上げましたけれども、規制値50というのは決まっております。その10分の1を定量下限値5として指示させていただいているわけです。
[乙委員]	定量下限値ってそういう定義ではないと思いますけれども。
[甲委員]	この規制値は平成30年4月1日に50という数値で決まりました。この国の指針の中で、定量下限値は示されておりません。よって、組合としても測定する上で、定量下限値をどうするか業者に確認して相談した結果、一般的な考え方としては10分の1が妥当ではないですかという回答がありました。それで、5を設定しています。
[乙委員]	それ違うだろう。
[甲委員]	測定業者に確認して、決めました。
[乙委員]	どこの測定業者ですか。

[甲委員]	昨年度と今年度の測定業者に聞いています。
[乙委員]	それは違うのではないかと。10分の1という根拠は何ですか
[甲委員]	私が調べたところ、食品とかの設定でも10分の1が一般的に使われているらしいのです。その辺は計量証明の出せる測定業者からの説明ですので信頼しています。それ以上は調べておりません。
[乙委員]	その定量下限値の決め方はおかしいと思いますが。
[甲委員]	もしご存じであれば教えていただければと思いますが。
[乙委員]	今の件ですマイクログラムが流山市のデータですけれども、水銀の測定値0.03マイクログラム、つまりこれが3マイクログラムですね。3マイクログラムが下限値と表示されていて、超えたことは一度もありませんというレポートを見ていたのですけれども、だからその自治体とかによってみんなこれは違うのですね。
[甲委員]	0.03だと30マイクログラムですよ。
[乙委員]	済みません。0.003でした。自治体によって、勝手に変えていいのかなと思います。
[乙委員]	組合側から説明があった、クリーンセンターへのごみの直接持ち込みについて、構成市町と話をしているということでした。ところが、印西市のホームページで8月23日と8月27日と9月5日の3回持ち込みについて掲載されていますよね。その中で、特に9月5日については、それまでの前2回の内容と大きく変わっています。把握されていますよね。それは、先ほどの説明と矛盾するところではないかなと思います。
[甲委員]	印西市クリーン推進課長です。クリーンセンターにごみの直接搬入が多いということから、担当者同士で検討しているのが現状です。それとは別に印西市のホームページに掲載いたしましたのは、問い合わせの際や現状の運用をしている中で、誤解を招きやすいような表現、もっと分かりやすい表現にして、窓口等でのトラブルが減るように内容の見直しをしています。今の制度の中で運用する基準といたしましては、ホームページに掲載している内容です。また、構成市町、組合でより良い運用方法について協議を継続中です。
[乙委員]	過去の内容に比べて、この9月5日の内容は変更点が多いですよ。変更点として過去に例示していなかったものを例示するようにしたという意味ではあるのですが、それは市の裁量で全てできることなのかと、私は疑問に思います。
[甲委員]	大きく変更しているのは、ご本人、代理人が来るときに何が持ち込めるのか、またどうやって持ち込むのか等をよく問い合わせをいただく内容について整理したところです。 あと、もう一点は、近年よくご相談に来られますのが、印西市にお住みになっている方が直接搬入をするというルールとなっているのですが、ご高齢の方や車をお持ちでない方が大量にごみが出てしまい、直接搬入したいということで、印西市にお住みではない親族、知人方をお願いをして、代理で搬出したいという相談が多くなっております。ご本人様が一緒に来られればいいのですが、一緒には来られない場合で代理人が来る場合には委任状が必要になります。そういうケースでは窓口でトラブルが発生しております。ホームページをご覧いただいた時に分かりやすいように例示を加えました。内容としては、今までと何ら変わった内容ではなく、あくまでも誤解や勘違いをされないように、ホームページを見ただけで手続きが円滑にできるよう整理したものでございますので、内容が大きく変わったということではございません。
[乙委員]	それはいいことだと思います

議題（２）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

それでは、資料21ページ、資料3と右側に書いてある資料をご覧くださいと思います。初めに、施設整備についてですが、前回は説明しておりますが、昨年度施設予定地の買収を行ったところがございます、これからさまざまな課題を整理しながら施設、それから造成等の設計をしていくということが大きな仕事となっております。

それでは、前回の6月の末から今月まで残り期間がたっておりませんので、大きな動きはないのですが、その中で主なものをお知らせいたします。

まず、1施設整備の（1）建設予定地内の埋蔵文化財調査の業務です。本調査が8月9日に終了をしております。現在調査をしたところの埋め戻し、整地作業を開始したところです。また、調査が終わりまして、今後資料の整理を10月から入っていく予定です。来年度いっぱい期間で整理を完了する予定をしております。

続きまして、（2）インフラ整備等の課題整理、施設整備の基本設計、環境影響評価等の業務等です。今後整備していくクリーンセンターの設計に向けての大きな業務となります。これを総合支援業務委託としまして7月にコンサルと契約をしまして、現在課題の整理等の業務を進めているところです。

次に2アクセス道路についてですが、こちらは現在詳細設計の調査業務委託に向けての調査、それから課題の検討を組合、コンサル、印西市などと進めているところです。

3地域振興策についてですが、地域振興策は地元への対策事業でございます。（1）基本計画の一部変更業務を6月にコンサルに業務委託をいたしました。エリアの変更、見直し、建築物の意匠等の決定、残土処理の方針などを計画書に位置づけていくものです。

（2）用地の地盤透水試験業務です。雨水の地下浸透能力を試験するもので、6月にコンサルに業務委託をしまして、試験の準備を現在進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、クリーンセンターの工事の発注に向けて、現在5年間をかけて設計業務等を進め、スタートしたことをご報告させていただきます。

【質疑応答】

[乙委員]	前回の議事録にも書いてあるのですが、アクセス道路について明示してほしい、図にして示してほしいとお願いしたのですが、今回資料にありません。まだ提供する段階に至っていないということですか。
[甲委員]	正式に決定した図面はまだお示しできる段階ではないと判断しております。それは、変更や詳細な部分を詰めなくてはいけないことがあります。ご理解をいただきたいと思います。それがきっちり決まりましたら、皆様にここにアクセス道路ができます、位置づけますということをご提示したいと思っております。
[乙委員]	どんな形でできるかというのも教えていただくことは可能ですか。
[甲委員]	先ほど説明しましたが、詳細設計の業務委託をして、それができ上がるときちゃんとした道路設計ができ上がることとなりますので、その段階でと思っております。
[乙委員]	その詳細設計はいつ終わるのですか。
[甲委員]	今年度予算を計上していますが、現在、発注に向けて調査を進めているところです。
[乙委員]	過去に示されたアクセス道路の形がいろいろあるわけですね。その中で、最終的にこの形ですという事も教えていただくことはできないわけですか。
[甲委員]	最終的な形を決めるまでの間の過程の作業をしていますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。その設計に向けて進めているところです。
[乙委員]	今年度末にならないとできないという意味で言われているわけですね。

[甲委員]	今の予定ですと、今年度の予算で計上しておりますので、今年度設計するということが、まだ発注できないという要因もございますので、おくれる可能性も否定できないということはお話ししておきたいと思います。
[乙委員]	今年度ということは、3月末以降ということですか。
[甲委員]	予算は、今年計上しておりますけれども、いろいろな要因により、遅れる場合には予算を繰り越して、手続をしながら進めていくことになろうかと思えます。
[乙委員]	アクセス道路の業者は決まったのですか、これから入札ですか。
[甲委員]	詳細設計の業者は決まっております。ただ、今まで予備設計的なことは終わっておりますけれども、詳細設計はまだ発注はしていません。
[乙委員]	具体的にこの詳細設計業務に向けての調査、検討をされているのは、誰がやっているのですか。
[甲委員]	説明不足で申し訳ございません。インフラ等の整備の課題を解消するため総合支援業務としてコンサルと委託契約をしております。そのコンサル業者です。その業者の支援を受けながら、課題の整理を進めているところです。
[乙委員]	そのコンサル業者というのは、道路を受注する会社の系列なのですか。
[甲委員]	道路の整備は、また別の専門業者になると思います。

議題（3）【印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて】

資料4をご覧ください。公害防止協定の見直しについて、大きく4つ示させていただきました。1番として、今回見直しのきっかけとなった排ガス基準です。先ほどからお話の出ている水銀の協定値と、新たに3号炉分の協定値の変更です。

大気汚染防止法の改定により平成30年4月1日より焼却施設の排ガスの測定項目に水銀が加わることになり、平成29年度中より乙側委員より代表を選出いただき、協定値に関する協議を行ってきました。

国の規制値50に対して30を、他工場で実績がありますので、主張する委員と国の規制値のままでもいいのではないかという意見が代表者の中でも分かれております。また、3号炉に関する硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素各項目の排ガス基準とダイオキシン類、水銀、重金属類、放流水各項目の測定方法それぞれの見直しを提案しましたが、水銀同様に意見が分かれており、まだ合意には至っておりません。

本協定書は、クリーンセンター操業当時の昭和62年12月13日に近隣の8自治会と締結し、その後千葉ニュータウンへの入居に伴い、自治会等も増え、本協定締結自治会も増加していき、その都度加盟自治会の参加に関する協定書の一部改正は行ってきましたが、今回の水銀の協定値を決めるような比較的重要な改正案件はありませんでした。

上記のように、本協定書も大分時間が経過しており、水銀以外にも見直すべく項目があればと思い、改めて協定書を読み返したところ、幾つかの案件がありました。

さきの7月23日火曜日の午前に木曾委員と、当日の午後に岩井委員、高橋委員の代表者との打ち合わせ協議を行いました。水銀と3号炉の協定値に関しては、従来どおり二分する意見でありました。

そのとき新たに2番目として、大気測定についてお話しさせていただきました。本協定書の8条第1項第4号に大気測定車等による固定点観測を行うという条項があり、従来千葉県より大気測定車を借りて約1カ月間大気の測定を実施してきましたが、当該車両も老朽化が進み、平成26年度中に廃車となり、27年度からは分析業者への委託を行い大気測定を実施しており、入札にて業者選定を行っていますが、以下の事由により今年度で測定を最後にしたい旨を提案いたしました。

理由のその1として、協定締結時と比較すると交通網が格段に発達し、通行車両も従前よりは増えていることから、オキシダント等の超過要因が当クリーンセンターの排ガスとの因果関係が把握できないということです。

理由のその2として、千葉県の固定された観測所が船穂中の脇に設置されています。以前は測定値の公表が千葉県各所での年間データを取りまとめたからであったため、世の中に出回るのに時間を要していましたが、現在通信機器の発達により当該データが千葉県のホームページより2~3ヶ月後であれば検索可能となりました。従前に比べればかなりリアルタイムで閲覧可能となっています。

理由のその3として、千葉県では次の大気測定車の導入予定が無いということです。

本意向を一応3名の代表委員へ提示しましたが、またやはり意見が分かれて結論には至っておりません。

3番目に、クリーンセンター周辺の臭気調査です。クリーンセンターの臭気濃度測定にあわせて実施している地上部における臭いの調査も平成27年度より実施してきましたが、これも今年度を最後に打ち切りたい旨を提案いたしました。

臭気濃度に関しては、規制値がなく、目標値として基準を設けております。煙突出口の濃度がその目標値を過去に超過することがあり、地上部での影響の有無を調査するものであります。これも委託契約を締結し実施してきましたが、その調査結果は当クリーンセンターの原因の臭いとしての臭気を感じる事がなく、ほぼ地上の草や路上に捨てられたたばこ臭、もしくは無臭という調査結果が毎年同じように報告されています。

これの継続の有無も大気測定同様いまだ結論には至っておりません。

4番目として、協定書の締結後の押印の範囲についてもお話しさせていただきました。協定書には甲側、組合と乙側、各自治会との押印が必要となります。乙側に関しては、環境委員ではなく、自治会長の押印が必要となり、従来どおり全自治会長が押印するのか、または代表委員が所属する自治会のみでよいのかというお話もありました。これもいまだ検討中であります。

現在のところ全て継続審議中という内容であります。定期的に3名の代表者とは時間を設け、今後も新たな公害防止協定が締結できるよう諸事務を進めてまいりたいと思っております。

【質疑応答】

[乙委員]	この資料に一部間違っているところあります。22ページの上段の排ガス中の水銀濃度の協定値を決めることを目的に、乙委員の中から3名が選ばれました。前回の検討者会議の際に組合側から排ガスの3号炉の協定値の案が急に示されました。硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等について法令の規制値と協定値があります。3号炉は新しい炉なので、1、2号炉の協定値より厳しくすべきではないかということで、組合から提案されて、協定値(案)が示されました。半分ぐらいの数値です。我々は何でこれが出てきたかわからなくて、即答はできませんでしたし、この議論もほとんどしませんでした。この資料ですと、乙側委員が協定値を検討したが、水銀同様意見が分かれたと書いていますけれども、分かれているのではなくて、何でこの案が出されたのが我々の疑問で、その説明がはっきりされなかったので、すぐ答えは出せないねということでした。実際と違うので、それは指摘しておきたいと思えます。
[甲委員]	失礼いたしました。24ページに資料を添付しています。24ページの中段の別表1排ガス基準の協定値になりますが、今回の協定書の見直しに合わせて3号炉について協定値(案)を提案させていただきました。今後代表委員の方とこれもあわせて検討していただければと思っております。
[乙委員]	我々代表委員もこれについては、特に疑義はありませんが、3号炉だけを減らしたちゃんとした理由が聞けなかったもので、即答はできませんということ言いました。これについては問題ないと思えますけれども、組合側から言われたのはびっくりしました。むしろ我々が言わなければいけないことかもしれない。
[甲委員]	それについても代表委員と検討いたします。
[乙委員]	この公害防止協定についてですが、協定値を超えたら直ちにその炉を止めなければいけないという意味の条文になっています。このため、組合は測定値を気にしています。私は一般的な常識として、測定値が協定値をしょっちゅう超える場合は別ですが、1回だけぽんと協定値をオーバーしても基準値以内であれば、すぐにごみ焼却施設をとめて点検しなければいけないという条文は、やり過ぎではないかと思えます。個人的な意見ですが、その場合はすぐ原因究明を進め、データの検証や、測定器の問題などを確認し、原因はつきりさせて、それでも協定値を超えていることお互いに確認したら、焼却施設を止める段取りにすべきではないかと思えます。これが一般的な考え方ではないかなと思えます。今回公害防止協定を見直すのなら、それもあわせて検討してみたらどうですか。

[甲委員]	貴重な意見をありがとうございます。その辺もあわせて検討していきたいと思います。
[乙委員]	大幅な変更になるので、そんな慌てることはないと思います。

議題（４）【自治会からの質問事項の回答について】

質問１．環境省の指定廃棄物の指定解除のルールについて

- (1)平成30年12月20日環境大臣に要望書を提出しているが進捗はあったか。
(2)指定廃棄物の保管に関する情報公開に関する検討の進捗状況は。環境省との協議の進捗状況は。
(3)6月22日からのドラム缶の梱包業務の進捗状況は。

【回答】

28ページの資料6をご覧ください。事前に自治会側から質問がありましたので、それについて随時回答していきたいと思います。

1番目として、指定廃棄物に関するご質問です。指定廃棄物の指定解除のルールについて、3点質問が出されまして、(1)平成30年12月20日、環境大臣に指定廃棄物を抱えている自治体より要望書を提出していますが、その後進捗はあったのかというご質問です。組合でも指定廃棄物が130トンありますので、印西市長から要望書を出しております。その後の要望書の進捗については、今月印西市に確認したところ、環境省からの明確な回答は無いということでした。

(2)と(3)をまとめて回答いたします。(2)の回答ですが、指定廃棄物に関する情報につきましては、6月3日からホームページにこん包作業の情報を公表しております。また、こん包作業中の放射線量につきましても、昨日、9月6日からホームページに公表しました。

それから、(3)ですが、8月24日でこん包作業は終了いたしまして、8月29日に環境省の職員による現場検査を受けております。

【質疑応答】

[乙委員]	今データを公開しましたと言われているのですが、ドラム缶と、フレコンバッグ、こういうふうにして並べていますという図があるのですが、ドラム缶の数量が248本分しか記載されていない。ドラム缶は252本ありますと書いてありますが、あと4本はどこか行ったのですか。それと、測定のときの写真が同じく、ホームページに出ていますね。これを見ると、安全性に対する配慮がちょっと足りないのではないかなという気がします。
[甲委員]	4本足りないということですが、皆さんは放射線測定の結果をお持ちではないので、説明が難しいのですが、収集センターのほうに置かせていただいています。それで、A、B、C、D、E、F列に計252本保管しています。
[乙委員]	分からないなら、何で缶の本数が違うことを言わないのか。
[甲委員]	はい。1カ所だけドラム缶の上にドラム缶を載せています。それが4本あります。
[乙委員]	2段重ねのところがあるということですか。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	どの部分ですか。
[甲委員]	Dの11列です。
[乙委員]	分かるように表示してよ。個数を数えて合っていないことを聞いたら、ここに重なっていますって。報告するほうがちゃんと書くべきです。
[甲委員]	分かりました。失礼いたしました。

質問２．操業報告の件

- (1)操業報告の13ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)の表の中で(カルシウム、銅、亜鉛につ

いてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS K-0083ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ヒ素及びセレンを対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は、測定対象としていないため準用はありえない、正しい表記に修正されたい。

(2)6ページの「表-2)①排出ガス測定」の表の備考【測定方法】で、水銀(Hg)の粒子状でJIS Z-8808準拠と記載されているが、JIS Z-8808は測定方法ではなく試料採取方法であるので、修正していただきたい。

【回答】

回答になります。(1)については排ガス中の重金属測定を始めた当初から、カルシウム、銅、亜鉛は測定方法がなく、協定書に基づきJIS K-0083を準用して測定しております。

(2)については第1回の環境委員会でも報告しておりますが、排出ガス測定表の備考、測定方法にJIS Z-8808準拠(試料採取方法)と記載しております。

【質疑応答】

[乙委員]	正しい表記に直してほしいと言っているのに、協定書に基づきと書いている。これは絶対承服できません。なぜそういうことになるのか。
[甲委員]	組合ではこれが正しいと思って表記しております。排ガス測定の測定方法、水銀の測定方法につきましては、他の自治体ですが長生郡市広域市町村圏組合も水銀の測定方法として当方と同じくJIS Z-8808準拠という表示をしています。
[乙委員]	やめさせてください。
[議長]	やめてください。何か乙側委員の質問とはちょっと違うことを答えられているような。
[甲委員]	いや、私の意見として述べさせてください
[乙委員]	いや、意見としてではなくて、違うって言っているのに、そういうことやめてください。
[議長]	ではまず、意見聞きましょう
[甲委員]	いいですか、繰り返します。長生郡市広域市町村圏組合は、当組合と同じJIS Z-8808準拠という表示をしています。それから東京23区ですけれども、こちらは環境省告示第94号という表示をしています。組合のJISの表示がおかしいということでしたら、東京都の表示をさせてもらっても、その辺は構わないと思っております。
[乙委員]	だから、そういうことを言っているのではなくて、測定方法がないのなら、協定書に基づいてJIS K-0083を準用していると言っている、準用ということはある得ない。元がないのだから、準用のしようがないでしょう。それを言っているのに、何を言っているのですか。
[甲委員]	測定方法を指示していただければ、その測定方法で表示しますけれども。
[乙委員]	元がないのに、どうやってそれを説明するのでしょうか。
[甲委員]	こちらで準用という表示させていただいていますが、それが間違いということでしたら、指示していただければ、その表示に改めます。
[乙委員]	それ誰が指示するのですか。誰が指示すると言っているわけですか。
[甲委員]	乙側委員さんで指示していただければ、私どもはそれを改めたいと思います。いかがなのでしょう。
[議長]	乙側委員から指示ができるのでしょうか。
[乙委員]	それは組合でやっているわけだから、協定書に書いてあっても、それが間違っているのなら、もっと前に間違っていますと言うのが筋ではないですか。それを過去に何度も指摘しても、今まで違っていますということなかった。今になって言われても、それ間違いではないですか。そんなこと今になって言わないでください。過去からずっと何年も続けて言っていますよ。それを直さずにして、今になって指示すれば直しますって、そういう言い方はない

[甲委員]	やっていること自体に間違いはないと思うので、表記の仕方の問題であれば、それは表記の仕方を皆様が納得いくようにさせていただければということです。それは、もしここで1つずつというのは難しいことであれば、代表者の会議の中でこういう表記の方法がいいのではないですかということで決めて、皆さんにまたご提示をさせていただければということによろしいでしょうか。
[乙委員]	その前に、準用という言葉が違うでしょうと言っているのですよ。だって、元がないのだから
[甲委員]	いや、元がないから準じたのではないのですか。
[乙委員]	だから、どうやって準じるの。
[甲委員]	元がないから準じたということ。要は決まったものがないので、J I S規格に準じて測定しましたということですが、それではいけないのですか。測定の仕方は、間違っているわけではないですよ。
[乙委員]	測定の仕方は、元がないのだから、ないわけではないのですか。それを何でこういうふうに準用してやりましたと言うわけですか。
[甲委員]	協定で決めたことをやっているということですよ。協定に問題があるのであれば、協定を直して書き方も直していくしかないかと思います。
[乙委員]	そうですね。それずっと前から何年も何年も言っているのです。それ全然、全く理解しない。組合側として全然対処していない。
[甲委員]	これまでそういう意見の交換があって、直されていないということですが、今回代表者と水銀の協定を見直す中で、考えていければいいのではないかと思います。改正をしようという意思になったのはご理解をいただきたいと思います。
[乙委員]	その部分はいいですよ、最後のその部分だけはいいと思いますけれども。表記はちゃんとしてください。もとがないのに、これを準用したというのはやめてください
[議長]	よろしいですか、組合側は。
[甲委員]	代表者とその辺を話しさせてください。

質問3. 平成30年度第4回環境委員会用資料の工事完了と引き渡し性能試験の結果の件

平成30年度第4回環境委員会における回答で、「保証基準(メーカー)条件あり」とされ、引き渡し性能では設計時の基準ごみに対して保証しているとされているが、設計時の基準ごみを準備して引渡性能を行ったことか。また、その他の項目でも同様な条件で行ったか。もしそうであれば、報告書にそのように記載すべきである。

【回答】

前回の第1回環境委員会でも報告しておりますが、設計当時と同じ基準ごみを用意することはできません。現施設のピット内のごみを使用しまして基準ごみとほぼ同じごみ質が得られましたので、引き渡し性能試験結果として報告を受けています。なお、基準ごみの数値につきましては、ホームページで公開しておりました工事完了と引き渡し性能試験の結果についての中に別紙追加資料として4月11日に公表しております。

【質疑応答なし】

質問4. 平成30年度第4回環境委員会用資料の機能検査と精密機能検査の実施状況の件

平成30年度第3回環境委員会における回答で、次回の環境委員会までに調査する事項の進捗は。

【回答】

前回の第1回環境委員会でも報告をしておりますが、前年度第3回環境委員会における回答で、調査とは精密機能検査にて各機器の状況を調査しましたという意味になります。なお、昨年度実施しました精密機能検査内容、報告書につきましては、事務所にて閲覧可能でございます。

【質疑応答なし】

質問5. 平成30年度第4回環境委員会用資料の表-1)平成30年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の件

(1)平成30年度第3回環境委員会で、「炉を起動するときは焼却するごみに白灯油を使用することになっているが、灯油使用量等は以下の通りと認識している。燃料費と二酸化炭素の排出量が不明である。(不明を正しい数値に)

(2)今年度の4カ月で6回立上げを行っているが、このままでは立上回数は18回と推定され、二酸化炭素排出量及び燃料費の低減に結びつかない。

【回答】

(1)についてです。前回の第1回環境委員会でも報告してございますが、燃料費と二酸化炭素の排出量は表のとおりでございます。平成28年度、29年度は基幹改良による炉の乾燥だきによって約10キロリットルの灯油を多く消費しましたので、通常より年間使用量がふえています。立ち上げに使用する灯油使用量は、炉及び季節によって異なりますので、簡単に比較できませんが、おおむね1回当たり2.5から3キロリットルになります。炉の立ち上げ、立ち下げ回数につきましては、ごみピットの残量及び炉の整備等により変化いたします。また、灯油使用量につきましては、節約に努めています。

(2)についてです。今年度の立ち上げ回数は、年間15回程度を見込んでおります。

【質疑応答】

[乙委員]	この低減に励んでいますと書いてあるのですが、実際何をどうやっているのですか。
[甲委員]	炉の立ち上げに関して、十分に炉のタイミングをみながら各機器を起動をし、準備をしております。それにより灯油量を削減、節約しております。
[乙委員]	言っていることがわかりません。どうやって削減をしようとしているかということが全然わかりません。
[甲委員]	工場内の機械の立ち上げ準備を十分に行いまして、それで立ち上げを行っています。
[乙委員]	そんなの当たり前のことではないか。
[議長]	立ち上げの準備。では、今までしていなかったということですか。
[甲委員]	コンディションを整えて、無駄のないように、時間ロスとকাশないような形を整えてから、立ち上げを行っています。結果的に立ち上げの灯油の削減、節約ということにつながります。
[甲委員]	説明が理解できません。
[議長]	今の話は、今までもずっとやられていたことですよ。
[甲委員]	そうですね、その辺の精査をしながら立ち上げをしているところです。
[乙委員]	理解できない。説明は説明で聞きましたよ。それはそれでいいのではないですか。組合が言っていることを是とするという意味ではないです。理解ができない、言っていることが。
[議長]	一旦この件は締めます。その他、何かご意見等ございましたらお願いします。
[乙委員]	すみません。全然違う話なのですが、前回お邪魔したときに、ここの廊下通路誘導灯のバッテリーが壊れていた気がするのです。消防設備や非常灯のバッテリーの点検もやっていただきたいです。こういうところできていないと、工場内の設備点検も怠っているのかなという誤解が生じてしまうので、ぜひ点検をお願いしたいと思います。
[甲委員]	申しわけありません。消防設備につきましては、年間委託で点検させているのですけれども、何かのタイミングで切れていたかも分かりません。今後も点検を十分に行っていきたいと考えております。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和元年度第2回環境委員会を閉会いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。